

参考資料2

健發 1221 第 8 号
平成 23 年 12 月 21 日

各都道府県知事
広島市長
長崎市長 } 殿



厚生労働省健康局長

控除廃止の影響を受ける制度等（厚生労働省健康局
所管の制度に限る。）に係る取扱いについて

所得税・個人住民税の扶養控除については、平成 22 年度税制改正において、年少扶養控除及び 16 ~ 18 歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止が行われたところであるが、この見直しを行う場合、現行制度においては、所得税・個人住民税の税額等と連動している医療・福祉制度等に関する負担に影響が生じることとなる。

この問題に対応するため、政府税制調査会に控除廃止の影響に係るプロジェクト・チームが設置され、下記の制度等については、扶養控除の見直しによる税額の変動を簡便な方法により調整し、扶養控除の見直しによる影響をできるだけ遮断することとされた。

これに伴い、今般、別添のとおり「旧税額計算シート」を作成したので、都道府県等においては、所得区分等の算定にあたっては、当該シートを参考に扶養控除見直し前の旧税額を計算する等により、扶養控除の見直しによる影響を可能な限り生じさせないよう対応をお願いする。また、都道府県においては、下記のとおり、貴管内関係自治体への周知方をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1 対象制度について

下記制度の所得区分等の算定にあたっては、平成23年以降分の所得税額及び平成24年度以降分の個人住民税額については、別添の「旧税額計算シート」を参考に、扶養控除見直し前の旧税額を計算する等により、扶養控除の見直しによる影響を可能な限り生じさせないよう対応する。

なお、旧税額計算シートでは、上場株式の配当など申告分離課税所得がある場合、税率がその他の総合課税所得と異なるため、正確な旧税額が計算できないケースがあるが、このようなケースは極めて少数であると考えられるため、旧税額計算シートにおいては考慮しないこととする。

①特定疾患治療研究事業

(関連通知)「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日衛発第242号)

②難病患者等居宅生活支援事業のうち「難病患者等ホームヘルプサービス事業」及び「難病患者等日常生活用具給付事業」

(関連通知)「難病特別対策推進事業について」(平成10年4月9日健医発第635号)

③肝炎治療特別促進事業

(関連通知)「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日健発0331001号)

④訪問介護利用被爆者助成事業

(関連通知)「原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について」(平成12年3月17日健医発第475号)

⑤感染症患者の入院

(関連通知)「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、結核予防法による命令入所患者等の自己負担額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」(平成7年6月16日厚生省発健医第189号)

2 管内関係自治体への周知について

都道府県におかれでは、以下の区分に従い、管内の関係自治体への周知をお願いする。

対象制度	周知対象の自治体
難病患者等居宅生活支援事業のうち「難病患者等ホームヘルプサービス事業」及び「難病患者等日常生活用具給付事業」	市町村（特別区を含む。）
感染症患者の入院	保健所設置市、特別区

3 扶養対象人数等の確認方法について

利用者からの申告や確定申告書、源泉徴収票の確認によるほか、住民基本台帳担当部門、税務担当部門、その他の関係部門との連携に努めるものとする。

なお、扶養対象者の年齢については、その年の12月31日現在の年齢となるので、留意されたい。

4 利用者への周知について

各自治体におかれでは、上記対象制度について、基本的には扶養控除の見直しによる影響が生じない旨、利用者への周知をお願いする。

以上

旧住民税額計算シート

扶養対象となる人数、および住民税決定通知書等に記載される住民税額を記入するだけで、扶養控除廃止前の想定住民税額を算出することができます。

- 扶養対象人数を記入してください。

①～15歳	2
16～18歳	0

- 住民税決定通知書等から住民税額を記入してください。

税額	317,000	※税額控除を考慮しない制度の場合は、税額控除差し引き前の税額を記入
----	---------	-----------------------------------

【自動計算項目】		
----------	--	--

計算式：税額 - (0～15歳の扶養人数 × 330,000 + 16～18歳の扶養人数 × 120,000) × 10%

317,000	- (2	× 330,000	+	0	× 120,000)	× 10% =	251,000
---------	-----	---	-----------	---	---	------------	---------	---------

- 基準となる控除廃止前の想定住民税額は下記のとおりです。

控除廃止前 想定住民税額	251,000
-----------------	---------